

## Ⅱ 業務の概要

### 1 警 防 編

#### (1) 警防業務

##### ① 火災発生状況

平成30年中の北消防署管内の火災件数は25件で、前年に比べ2件減少し、被害状況は、損害額16,783千円、焼損面積339㎡、死者1名、負傷者5名でした。これは、14.6日に1件の割合で火災が発生したことになり、1件あたりの損害額は約671千円となっています。火災種別で見ると、建物火災が18件と全火災の72%で最も高い比率を占め、次いで、その他火災の6件(24%)、車両火災1件(4%)となっています。原因別では放火(疑い含む)7件(28%)がトップで、次にこんろ(天ぷら油の過熱発火含む)が3件(12%)、たばこが3件(12%)となっています。

また、平成30年中の堺市消防局管内の火災件数は204件と前年に比べ46件減少し、被害状況は、損害額1,754,032千円、死者5名、負傷者39名でした。

表2-1 火災件数

	北消防署管内	前年比	消防局管内	前年比
建 物	18	-6	139	-41
車 両	1	-1	13	-9
船 舶	0	±0	0	±0
林 野	0	±0	0	±0
そ の 他	6	+5	52	+4
合 計	25	-2	204	-46

※北区管内(本署)は19件で前年比-1件、百舌鳥管内は6件で前年比-1の減少

表2-2 焼損別棟数(北消防署管内)

	平成29年	平成30年	増減状況
全 焼	2	1	-1
半 焼	2	1	-1
部 分 焼	6	5	-1
ぼ や	20	13	-7
合 計	30	20	-10

表 2 - 3 損害額・焼損面積（北消防署管内）（損害額単位：千円）

		平成 2 9 年	平成 3 0 年	増 減 状 況
損 害 額	建 物	6, 4 6 0	8, 9 8 1	+ 2, 5 2 1
	収容物	4, 9 0 3	7, 6 9 2	+ 2, 7 8 9
	車 両	2 0 1	0	- 2 0 1
	船 舶	0	0	± 0
	その他	1 7	1 1 0	+ 9 3
	爆 発	0	0	0
	合 計	1 1, 5 8 1	1 6, 7 8 3	+ 5, 2 0 2
焼損 面積	建 物	3 6 6 m <sup>2</sup>	3 3 9 m <sup>2</sup>	- 2 7 m <sup>2</sup>

表 2 - 4 死傷者

	北消防署管内	前年比	消 防 局 管 内	前年比
死 者	1	- 1	5	- 7
負 傷 者	5	± 0	3 9	+ 2

表 2 - 5 負傷者の性別・年齢（北消防署管内）

年 齢	～9	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	合 計
男 性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女 性	0	0	1	0	1	1	1	0	1	5
合 計	0	0	1	0	1	1	1	0	1	5

表 2-6 り災状況（北消防署管内）

	平成29年	平成30年	増減状況
り災世帯	34	21	-13
り災人員	84	38	-46

※り災世帯については類焼火災も含む

表 2-7 過去5年間の主な火災原因（北消防署管内）

No.	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1	放火 (疑い含む) 13	放火 (疑い含む) 9	こんろ(天ぷら 油の過熱含む) 8	放火 (疑い含む) 7	放火 (疑い含む) 7
2	こんろ(天ぷら 油の過熱含む) 12	こんろ(天ぷら 油の過熱含む) たばこ 各4	放火 (疑い含む) 5	こんろ(天ぷら 油の過熱含む) 5	こんろ(天ぷら 油の過熱含む) 3
3	電気・配線等 9		たばこ 3	電気機器 4	たばこ 3
4	たばこ 4	電気・配線等 2	ストーブ たき火 各2	ストーブ 配線器具 各2	配線器具 2
5	その他 4	配線器具 マッチ・ライター 各1			電気機器 1

表 2-8 過去10年間の火災件数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
消防局管内	336	345	287	319	318	253	215	188	250	204
北消防署管内	39	57	43	53	60	47	29	26	27	25

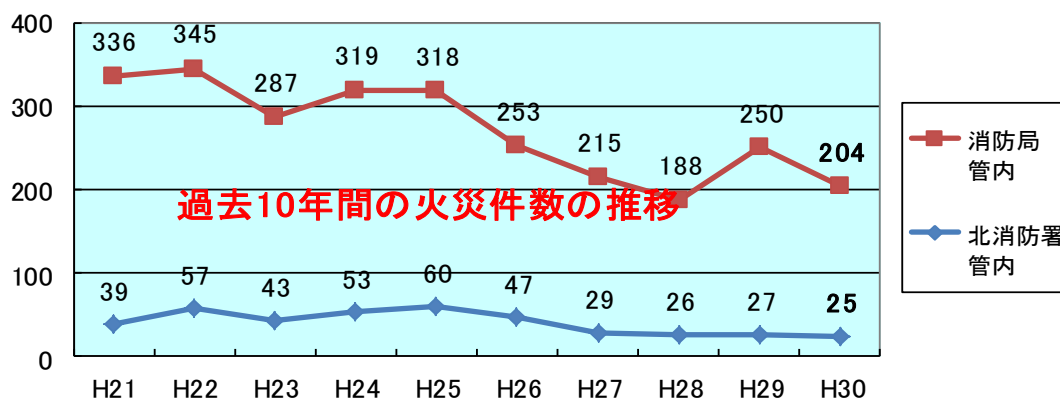


表 2 - 9 町別火災発生件数

◎ 北本署管内

金 岡 町	0	奥 本 町	0	中 村 町	0
長 曾 根 町	2	常 磐 町	0	野 遠 町	0
大 豆 塚 町	0	東 浅 香 山 町	3	新 金 岡 町	5
新 堀 町	1	宮 本 町	0	八 下 北	0
船 堂 町	0	蔵 前 町	1	東 雲 東 町	0
北 花 田 町	2	南 花 田 町	0	南 長 尾 町	1
北 長 尾 町	3	中 長 尾 町	1		
黒 土 町	0	東 三 国 ヶ 丘 町	0		
				合 計	1 9

○ 自主防災地区別火災件数 (本署管内)

金岡校区	金岡南校区	北八下校区	光竜寺校区	五箇荘校区	五箇荘東校区
0	0	0	1	2	2
新金岡校区	新金岡東校区	新浅香山校区	東浅香山校区	東三国丘校区	大泉校区
5	0	0	4	5	0

◎ 百舌鳥出張所管内

百舌鳥本町	1	百舌鳥西之町	0	中百舌鳥町	3
百舌鳥梅北町	1	百舌鳥梅町	0	東上野芝町 2 丁	1
百舌鳥赤畑町	0	百舌鳥陵南町	0		
				合 計	6

○ 自主防災地区別火災件数 (百舌鳥管内)

中百舌鳥校区	西百舌鳥校区	百舌鳥校区
3	2	1

② 火災以外の災害事故発生状況

火災以外の災害事故発生件数については、表2-10のとおりで、平成30年は781件でした。事故種別でみると、救急支援が370件(47.4%)で最も多く、次いで救助事故170件(21.8%)、以下警戒事故が109件(14.0%)、参考事故92件(11.8%)の順になっています。

これらを前年と比較すると増加したものは、警戒事故+26件、参考事故+20件、虚報事故+1件、救助事故+11件、風水害事故+20件で、減少したものが塵芥事故-4件、廃材事故-1件、誤報事故-2件、救急支援-44件となり、全体としては27件の増加となっています。

火災と事故の出場件数を合計すると、806件となり1日平均2.21件出場していることとなります。

表2-10 火災以外の災害事故発生状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
雑 草	5	1	1	3	3
塵 芥	10	4	7	6	2
廃 材	0	1	2	1	0
警 戒	59	73	59	83	109
参 考	67	79	88	72	92
誤 報	14	15	8	7	5
虚 報	2	3	1	0	1
応 援	0	0	1	0	0
救 助	109	122	163	159	170
救急支援	344	363	396	414	370
風 水 害	4	0	4	9	29
合 計	614	661	730	754	781

応援とは：他市町への応援件数。

参考とは：緊急出場するも結果的に消防上記録にとどめた事案や分類困難な事故。  
(異常臭気、自動火災報知設備の発報等)

救助とは：交通事故等で要救助者が発生したもの。

警戒とは：火災等に発展する危険性が著しく大きいもの。  
(ガス漏れ、引火性油類の漏洩等)

③ 自衛消防訓練等指導状況

ア 自衛消防訓練

消防法に基づく防火管理者が行う自衛消防訓練に、165件立会い、延べ18,478人に通報、消火、避難等の指導を実施しました。なお、自主訓練を含む実施状況（訓練参加人員、訓練指導人員）は表2-11のとおりです。

表2-11 自衛消防訓練実施指導状況

用途別		署所別・回数		
		北本署	百舌鳥	合計
公会堂・集会場		31	6	37
遊技場・カラオケボックス等		3	4	7
料理店・飲食店等		15	15	30
百貨店・マーケット等		32	11	43
旅館等		1	0	1
共同住宅等		42	17	59
病院等		19	4	23
養護施設等		97	37	134
幼稚園等		14	2	16
小・中・高・大・各種学校等		21	7	28
公衆浴場		2	0	2
駅舎		0	1	1
神社・寺院等		1	2	3
工場・作業場		6	0	6
一般事務所等		10	6	16
複合用途防火対象物		88	48	136
重要文化財		0	0	0
年間合計		382	160	542
訓練参加人員		26,884	7,616	34,500
公設	訓練指導人員	508	178	686
	訓練参加車両	141	45	186

## イ 自主防災訓練

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という考えに基づき自主的に結成する組織です。自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、自主防災組織の整備、災害時における情報伝達・警戒体制の整備、大規模な災害を想定しての防災訓練の積み重ねなどが必要です。北消防署では、堺市北区役所の担当課と共に13回の自主防災訓練（参加者、延べ4,535人）の指導を実施しました。

### ④ 消火活動上支障のある物質等の届出受理状況

平成30年中の消火活動上支障のある物質等の届出受理状況は、表2-12に示すとおり、218件でした。

表2-12 消火活動上支障のある物質等の届出受理状況

届 け 出 の 根 拠	種 類	件 数
消防法で「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、または取り扱うものは、あらかじめ届け出なければならない。」と定められています。 消防法 第9条の3	圧縮アセチレンガス	0件
	無 水 硫 酸	0件
	液 化 石 油 ガ ス	1件
	生 石 灰	0件
	毒 物	0件
	劇 物	2件
堺市火災予防条例で「右記の行為をしようとする者は、あらかじめ届け出をしなければならない。」と定められています。 火災予防条例 第86条	火 煙 上 昇	47件
	煙 火 打 ち 上 げ	3件
	水 道 断 減 水	12件
	道 路 工 事	58件
	催 し 物 開 催	94件
火災予防条例 第87条	指 定 洞 道	0件
堺市火災予防条例で「右記物質で消防長の指定するものを業務として貯蔵し又は取り扱おうとする者は、あらかじめ届け出をしなければならない。」と定められています。 火災予防条例 第90条	核 燃 料 物 質	0件
	放 射 性 同 位 元 素	0件
	火 薬 類	0件
	有 毒 物 質	0件
	高 圧 ガ ス	1件

(2) 救急業務

① 救急体制

北消防署では北本署に2台（平成25年4月から北第2救急隊を運用）、百舌鳥出張所に2台（ポンプ車との乗替え運用による百舌鳥第2救急車を含む）、計4台の高規格救急車を配置し、救急救命士を含む高度な専門教育を受けた救急隊員が24時間、2交代で住民等の救急要請に対応できる体制を整え活動しています。

② 救急発生状況

ア 救急件数

平成30年中の堺市消防局管内における救急出場件数は57,670件、搬送人員が51,494人、1日平均158件、9分07秒に1回の割合で救急車が出場し、市民16人に1人が救急車で搬送されたことになり、前年に比べ出場件数が2,327件の増加、搬送人員が2,030人の増加となっています。

北消防署管内の救急出場件数は9,338件、搬送人員は8,235人で、前年と比較すると出場件数が29件、搬送人員では4人の増加となっています。

なお、北消防署に配置されている救急隊の出場件数は北第1救急隊3,011件、北第2救急隊2,912件、北臨時編成非常用救急隊7件、百舌鳥第1救急隊3,201件、百舌鳥第2救急隊1,332件、計10,463件（北区外も含む）でした。

救急活動状況

区分	北消防署管内 (北区)	前年比	堺消防局管内 (堺市、高石市)	前年比
出場件数	9,338件	+29件	57,670件	+2,327件
搬送人員	8,235人	+4人	51,494人	+2,030人
1日平均 出場件数	26件	±0件	158件	+6件
出場頻度	56分17秒 に1回		9分07秒 に1回	

イ 事故種別出場状況（北消防署管内）

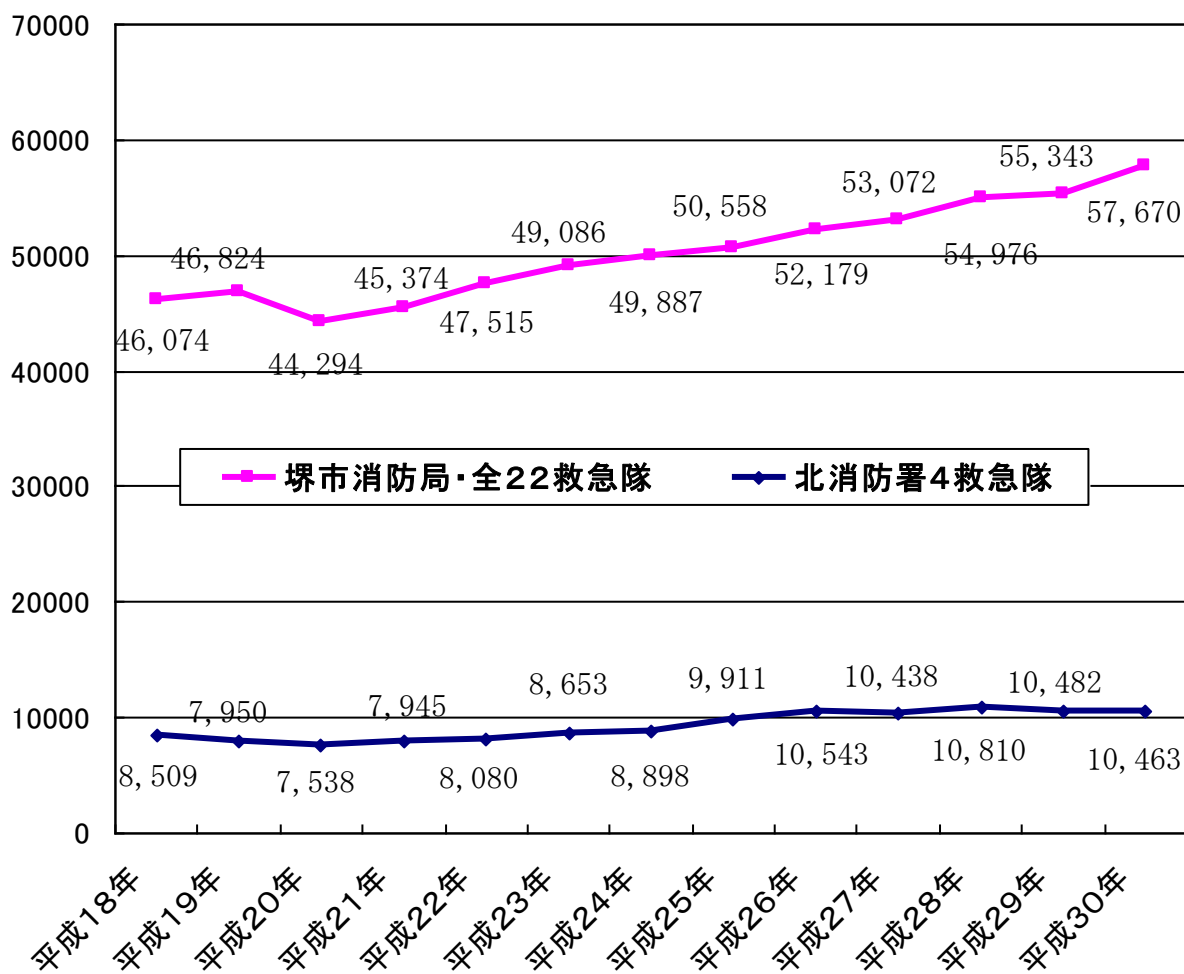
例年同様、「急病」が最も多く、6,257件です。昨年比3.2%の増加で、全体の67.0%を占め、以下「一般負傷」「交通」と続き、これら3種別で全体の90.2%を占めています。



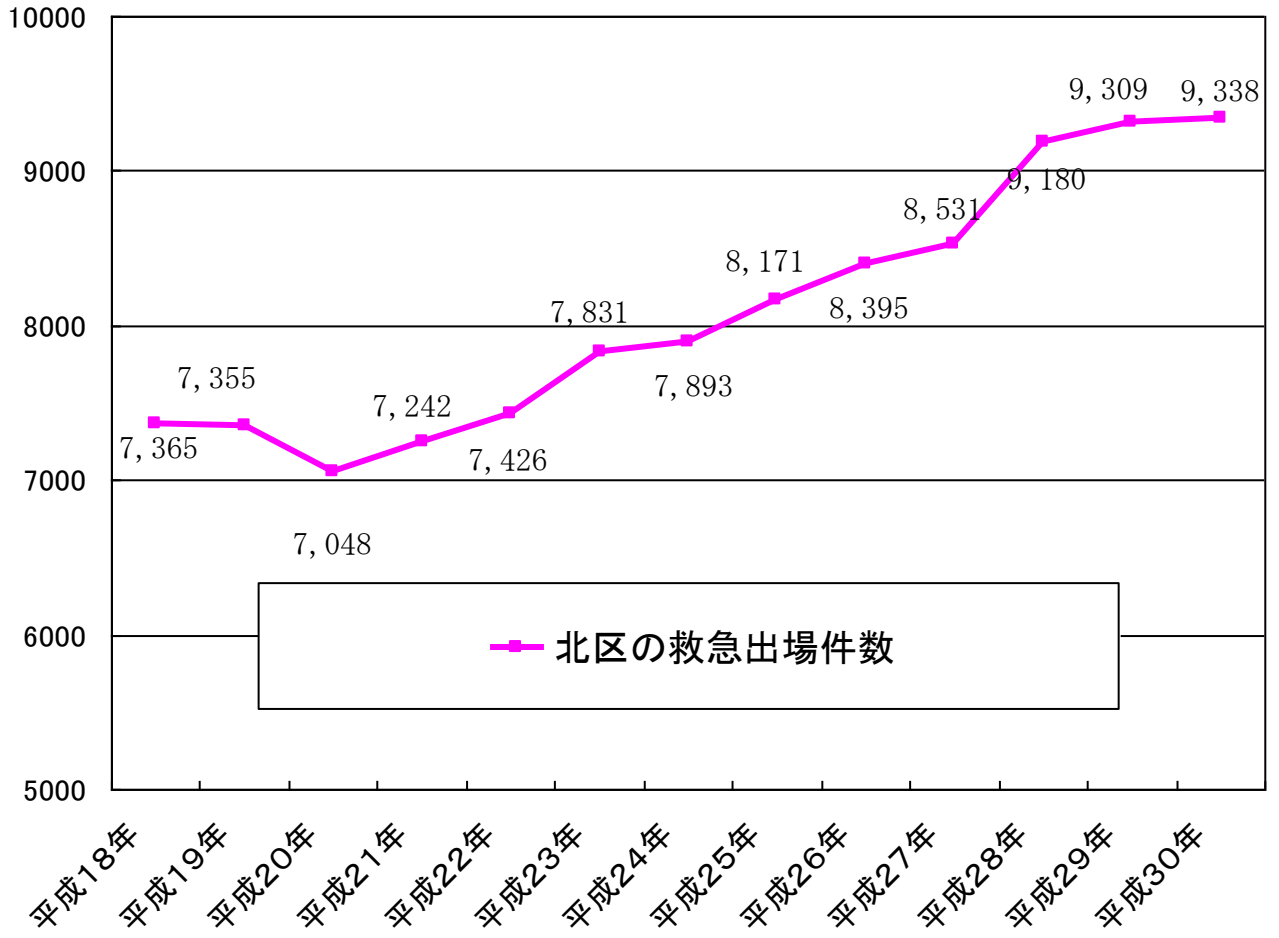
### 事故種別出場状況

区 分	平成30年	平成29年	増 減
火 災	28	26	2
自然災害	6	0	6
水 難	6	2	4
交 通	713	788	-75
労働災害	41	23	18
運動競技	50	37	13
一般負傷	1,458	1,545	-87
加 害	45	60	-15
自 損	67	84	-17
急 病	6,257	6,062	195
転 院	536	548	-12
そ の 他	131	134	-3
合 計	9,338	9,309	29

### 救急件数の推移



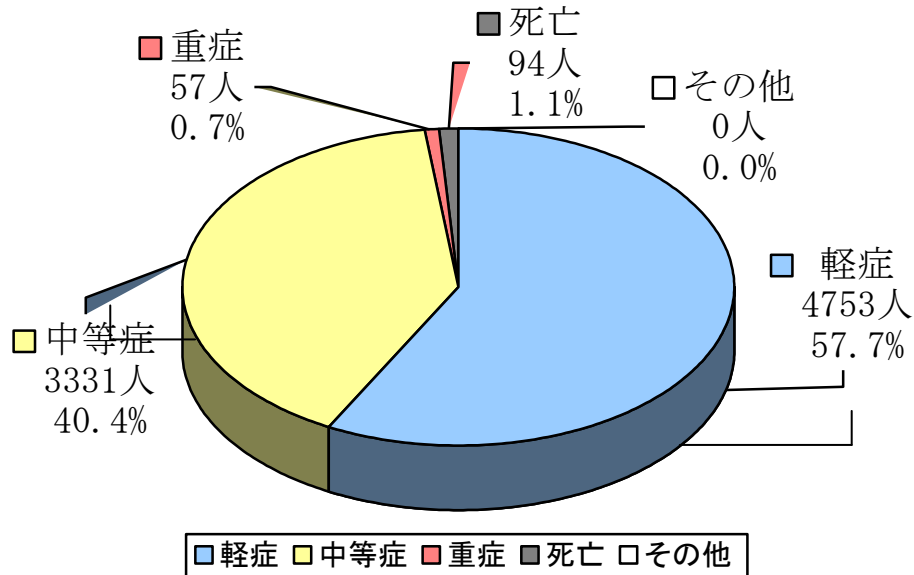
北区の救急出場件数



ウ 傷病程度別搬送人員（北消防署管内）

軽症者の占める割合が57.7%と非常に高く、緊急性のある患者のために救急車の適正利用を考えなければなりません。

（割合表示については、小数点2位を四捨五入し表示しています。）



軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの  
 中等症：傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。  
 重症：傷病の程度が3週間以上の入院を必要とするもの。  
 死亡：初診時において死亡が確認されたもの。

③ 救急救命士活動状況（北消防署4救急隊）

平成30年中に心肺停止状態の傷病者に救急救命士が現場で特定行為を実施した事案は33件、処置内容は気道確保（気管挿管チューブ及び食道閉鎖式エアウェイ）9件、輸液7件、薬剤投与7件、除細動10件となっています。

特定行為実施状況

気道確保器具 （食道閉鎖式エアウェイを使用）	0件
気道確保器具 （気管挿管チューブを使用）	9件
輸液路の確保	7件
薬剤投与	7件
包括的指示による除細動	10件

④ 応急手当の普及啓発活動の推進状況

もし家族等が心肺停止になったとき、救急隊が現場に到着する前に、付近にいる人によつて的確な応急手当が実施されれば、救命される可能性が一層向上することは明らかです。

そのため堺市消防局では、応急手当の普及啓発を目的とした応急手当普及員の養成を実施し応急手当普及員による救命講習会を実施しています。

平成30年中、北消防署管内において応急手当普及員により15回243人に、心肺蘇生法並びにAED（自動体外式除細動器）の使用法等の応急手当の指導を行い、普通救命講習修了証および救命入門コース参加証を交付しました。

救命講習指導状況（応急手当普及員による普通救命講習・救命入門コース）

	保育所 幼稚園	学校	自治会	事業所	福祉 施設	スポー ツ施設	その他	合計
回数 (回)	3	3	0	6	0	1	2	15
人員 (人)	66	73	0	53	0	2	49	243

備考： 消防局救急救助課救命講習担当において実施された件数については計上していません。

⑤ 救急広報

救急業務に対する市民の正しい理解と認識を深め、救急車の適正利用と傷病者の救命率向上を図ることを目的に毎年、9月9日の「救急の日」を含む「救急医療週間」には駅や医療機関等にポスターの掲出を依頼し救急業務のアピールに努めています。

(3) 119番通報の要領

- ・堺市内から119番をかけると、堺区にある消防局通信指令室につながります。
- ・指令員が尋ねることに落ち着いて答えてください。

通報者 局番なしの119番

指令員 「119番、消防です。火事ですか。救急ですか。」

通報者 「火事です。(救急です。)」

指令員 「何が燃えていますか。(どうされましたか。)」

通報者 「家です。(急病です。)」

指令員 「住所はどこですか。」

通報者 「堺市〇区〇〇町〇〇丁〇〇番地〇〇号です。」

指令員 「近くに目標となるものはありますか。」

通報者 「〇〇の東・西・南・北〇〇mにあります。」

指令員 「逃げ遅れ、ケガ人はいませんか。」 (火災の場合)

通報者 「今のところわかりません。」 (火災の場合)

指令員 「あなたのお名前と、今お使いの電話番号をおしえてください。」

通報者 「わたしは〇〇です。電話は〇〇〇 - 〇〇〇〇です。」

指令員 「わかりました。ただちに消防車(救急車)が向かいます。」